

第37号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成27年5月14日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

提案理由

地方税法等の改正に伴い、蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例の制定について専決処分したので、承認を求めるため提案する。

専 決 処 分 書

蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

蒲郡市長 稲葉正吉

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年4月1日（一部3月31日）から施行されることに伴い、蒲郡市市税条例等の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例

(蒲郡市市税条例の一部改正)

第1条 蒲郡市市税条例（昭和29年蒲郡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第35条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第147条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第6条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第6条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第7条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第7条の3の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1

8条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第8条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第12条中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

附則第12条の2の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第14条（見出しを含む。）及び第15条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条の2の3の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第20条の2第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

（蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年蒲郡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「第70条の改正規定」を「第70条第2号の改正規定(「3,600円」に係る部分を除く。)」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第4号中「第28条の改正規定、」を「第28条及び第70条第1号の改正規定、同条第2号の改正規定(「3,600円」に係る部分に限る。)、同条第3号及び同条第4号の改正規定並びに」に、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条第1項中「第70条」を「第70条第2号(「3,600円」に係る

部分を除く。)」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 新条例第70条第1号、第2号（「3,600円」に係る部分に限る。）、第3号及び第4号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（法人の市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の蒲郡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。